

(別紙 2)

各国の QA 体制について

	日本	米国	イギリス	EC
QC 実行主体	環境省、経産省、国交省、農水省、厚労省、その他関連機関のスタッフ、インベントリ作成者	EPA、エネルギー省、農務省、その他関連機関のスタッフ、発生源カテゴリーリーダー、インベントリ作成者	国立環境技術センター	気候変動委員会 WG1 欧州環境局 欧州委員会統計局 欧州共同研究センター
QA 実行主体	算定方法検討会（外部専門家）	外部専門家	外部専門家 監査機関（AEA テクノロジー、ロイズ）	欧州環境局の ETC/ACC （European Topic Centre on Air and Climate Change）
QA コーディネート	環境省(インベントリ責任機関)	EPA（インベントリ責任機関）	国立環境技術センター	欧州委員会環境総局（インベントリ責任機関）
実務担当者	環境省担当者、GIO スタッフ、委託先民間企業担当者	QA/QC 担当官	---	---
評価対象	インベントリ要約 インベントリ案 該当年の報告で変更がある事項（各分科会に関連する全ての事項）	インベントリ要約 インベントリ案 該当年の報告の変更点等（評価者の専門領域に関する全ての事項）	外部専門家 対象分野ごとの排出量推計方法 監査機関 インベントリ、文書管理、データの追跡、スプレッドシートの点検、計画マネジメント	構成国のインベントリ EU インベントリ 構成国のインベントリの条約審査内容分析 可能な場合独立データソースによる排出量との比較
評価活動の実施方法	算定方法検討会を開催、もしくは検討会委員に情報を送付し確認を依頼。 個別問題点は随時専門家に相談。問題点の対処は最終的に算定方法検討会の承認を経る。	外部専門家に必要情報を送付し、専門家が個別に実施	年度ごとに評価を行なう分野を設定し、対象分野に対する排出量推計を外部専門家が評価	Tier1 の対応結果を ETC/ACC が評価し加盟各国へ配布し、各国が再提出
QA 実施スケジュール	必要に応じて随時開催 インベントリ確定時には親検討会を実施し承認を得る	毎年 11 月中旬～12 月下旬	監査は毎年 専門家評価は年度毎に対象分野を設定実施	条約事務局へインベントリ提出後に実施
情報のとりまとめ、文書化	環境省担当者、GIO スタッフ、委託先民間企業担当者が実施	QA/QC 担当官が実施	専門家、及び監査機関がレポートを提出	ETC/ACC が実施
その他		インベントリのパブリックレビューを実施		

各国 QA/QC 関連資料を基に作成

(別紙 2)つづき

	カナダ	オランダ
QC 実行主体	カナダ環境省の温室効果ガス部門 インベントリグループ	TNO (Netherlands Organization for Applied Scientific Research) RIVM (National Institute of Public Health and Environment)
QA 実行主体	専門家からなる EPWG(Emissions and Projections Working Group)	VROM (Netherlands Ministry of Spatial Planning, Housing and the Environment) の検査官室
QA コーディネート	カナダ環境省の温室効果ガス部門	TNO (Netherlands Organization for Applied Scientific Research)
実務担当者	---	---
評価対象	インベントリ要約 インベントリ案 計算手続き 排出傾向	インベントリ要約 インベントリ案 データ収集 バリデーション データ保存/管理 データ普及
評価活動の実施方法	毎年、EPWG (Emissions and Projections Working Group) が実施する	オランダ PER (汚染物質排出登録制度) の QA システムの「データ対処および提示」手続にしたがって行なわれる
QA 実施スケジュール	明確な記載なし	明確な記載なし
情報のとりまとめ、文書化	カナダ環境省の温室効果ガス部門が実施	TNO (Netherlands Organization for Applied Scientific Research) が実施
その他	インベントリおよび手法を定期的に公表し、一般市民のレビューおよび専門家評価を受ける機会を提供している	

各国 QA/QC 関連資料を基に作成